

令和8年度 第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年6月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	川野勝彦	杉本幸雄	片岡正子
藤崎公徳	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子	古宮政俊
加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫	豊田健二
野田由紀	三浦真治			

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤翼
農地・管理係主査	高田祥生		

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 13 号	農地法第4条の申請について
議案第 14 号	非農地証明願いについて
議案第 15 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 16 号	農業委員会による最適化活動の推進等について
議案第 17 号	杵築市農地利用最適化推進委員の決定について
報告第 4 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和８年度第３回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(９ ： ３５ 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、５番、田坂圭司委員、６番、阿部正俊委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります、書記については事務局職員より深田次長並びに梶原主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第１３号から議案第１７号までの５議案２１件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第１３号」「農地法第４条の申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	おはようございます。事務局の梶原です。よろしくお願いします。 議案書１ページをお開きください。 議案第１３号 農地法第４条の申請について 農地法第４条第１項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号１番、申請者、 区、 、７０歳、会社員、申請の土地、大字 、地番 、地目、田、地積２５３㎡うち７０㎡、合計１筆の２５３㎡うち７０㎡。 申請内容、駐車場用地として。申請理由、自宅に隣接する申請地の一部を、駐車場として造成し利用したい。 こちらは第１種農地です。 以上です。
議長	１番について、 農地委員より説明願います。
 委員	 近くのグラウンドの近くです。５/１８の１０時より、本人は欠席でしたが、委員と事務局２名と現地確認を行いました。田の一部を駐車場にしたいとのことで、問題ないと思います。
議長	１番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 の周辺、広場の向かいです。申請者は該当地の反対側を畑として作っていますが、帰ってくる予定で家の駐車場が狭くなるので申請地を駐車場としたいとのことです、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の さんは、平成１８年に相続により申請地を取得しています。 転用の目的は、駐車スペースが不足しているため、自宅横の申請地の一部を駐車場として造成し利用することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね１０ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第１種農地」と判断されます。「第１種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第１種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の【集落接続】に該当し、転用が可能な土地に

	なります。また、この土地は地域計画外農地・農用地区域外農地からの除外済みであることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側、西側、南側は公衆用道路、東側は宅地にそれぞれ接しており、今回の転用に関して、隣接する農地がないため、周辺の営農に問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地の一部、70㎡に碎石を敷いて造成する計画で、残りの183㎡については、これまで通り農地として管理していくとのことです。 工事期間は、令和8年6月8日から令和8年7月31日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、これまで通り自然浸透とし、余剰水は南側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。 預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第13号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第13号」については、農地法第4条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第14号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書2ページをお開きください。 議案第14号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地積293㎡、合計1筆の293㎡。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和58年に申請地を相続したが、許可を得ることなく申請地に碎石を敷き、駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、藤原洋三農業委員より説明願います。
藤原委員	[REDACTED]をまっすぐ出たところの右側に申請地があります。除草剤等をまいて草が生えておらずしっかり管理されている土地です。ここは非農地にしていただきたいとのことでしたが、高齢であることから、いいのではないかと考えております。審議をよろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。

梶原主査	現地を５月２１日に、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、昭和５８年に申請地を相続後、農地法を認識しないまま、すぐに駐車場として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第２の５に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、雑種地として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、２番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号２番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積７１１㎡、外１筆、合計２筆の２２０５㎡。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成１８年頃まではお米を作っていたが、土地の形状や段差で農地としての利用が困難だったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	２番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	５月２０日に委員と事務局２名と現地確認を行いました。■■■■から県道を■■■■方面にいて車で５分ほどのところですが。申請者の土地は県道の両脇に２枚あります。田作をやめてから２０年ほど経過しているようです。棚田で両脇に雑草がはびこり荒れています。地目変更後は原野として管理するようです。慎重審議をよろしくお願いします。
議長	２番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	説明があったとおりですが、とうてい農地として戻せるような状態ではありませんので、慎重審議をよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を５月２０日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請社は、昭和５１年に父からの贈与で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第２の４に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第１４号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第１４号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。

各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第１４号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第１５号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の１番から７番について議題といたします。番号１番から７番については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書３ページをお開きください。 「議案第１５号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 番号１番から番号７番について、報告します。 番号１番の貸人、 、大字 の土地、計６筆。番号２番の貸人、 、大字 の土地、計１筆。番号３番の貸人、 、大字 の土地、計１筆。番号４番の貸人、 、大字 の土地、計１筆。番号５番の貸人、 、大字 の土地、計１筆。番号６番の貸人、 、大字 の土地、計１筆。計１１筆、１６，０９０㎡の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号７番、借人、 区、 代表理事 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて２，９３４．１アールです。 以上です。
議長	只今、「議案第１５号」の１番から７番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第１５号」の１番から７番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第１５号」の１番から７番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員、入室 >
議長	次に、「議案第１５号」の１５番及び１６番について議題といたします。番号１５番及び１６番についても、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >

議長	それでは事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書 6 ページをお開きください。 番号 15 番と番号 16 番について、報告します。 番号 15 番の貸人、 、 の土地、計 3 筆、4, 067 m²の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号 16 番の借人、 区、 代表取締役 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は 10 年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて 1, 761. 1 アールです。 以上です。
議長	只今、「議案第 15 号」の 15 番及び 16 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 15 号」の 15 番及び 16 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 15 号」の 15 番から 16 番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員、入室 >
議長	次に、「議案第 15 号」の 8 番から 14 番について議題といたします。事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書 5 ページをお開きください。 番号 8 番と番号 9 番について、報告します。 番号 8 番の貸人、都甲正行、大字野原の土地、計 2 筆、980 m²の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号 9 番の借人、 区、 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は 10 年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて 510. 4 アールです。 続けて番号 10 番と番号 12 番について、報告します。番号 10 番の貸人、 、大字 の土地、計 3 筆。番号 11 番の貸人、 、大字 の土地、計 3 筆。計 6 筆、15, 463 m²の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号 12 番の借人、 区、 代表理事 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は 3 年の再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて 1, 441. 4 アールです。 議案書 6 ページをお開きください。 続いて番号 13 番と番号 14 番について、報告します。番号 13 番の貸人、 、大字 の土地、計 2 筆。計 2 筆、1, 779 m²の土地について、大分県農業農村振興公社を通し、番号 14 番の借人、 区、 への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は 10 年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて 705. 5 アールです。
議長	只今、「議案第 15 号」の 8 から 14 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり

議長	お諮りいたします。「議案第15号」の8番から14番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」の8番から14番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第16号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
深田次長	本日お配りした、右上に「議案第16号」と書いた資料をご覧ください。「議案第16号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を説明します。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、活動の目標及びその達成に向けた活動計画と点検・評価の結果を、ホームページで公表するよう通知されています。 また、公表後は速やかに県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 なお、今年度の最適化活動の目標については、すでに令和7年度第12回総会で審議いただき、公表も済ませております。 それでは別紙議案書をご覧ください。 内容としては、農林水産課が取りまとめた資料や農林業センサス、また昨年、委員の皆さんに活動していただいた、農地利用状況調査や農地パトロールの調査結果を基に作成しています。 なお、説明については、要約していきたいと思います。 それぞれの項目にある目標の数値は、令和7年度最適化活動の目標で報告した数値を転記したものとなります。 まず1ページ目については、令和7年4月1日現在の農業委員会の体制、農家数、農地等の内容になります。主に農林業センサスから引用した数字です。 次に2ページから3ページの中段までは、担い手への集積と遊休農地の解消についての内容となります。 2ページの中段、③実績ですが、集積面積については、農地中間管理機構等へ集積した面積で、5haを新たに集積しております。 3ページの上段、③実績ですが、遊休農地については、利用状況調査の結果で、2.6haが解消できました。 課題としては、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増えている中で、農家個々の現状に寄り添った対応と、関係機関との連携を密にし、集積率の向上と遊休農地の解消に努めることが課題であると考えます。 3ページの下段から4ページの上段までは、新規参入についての計画に対する実績と評価になります。 4ページの上段、③実績ですが、4.2haの新規参入面積がありました。毎年、数名の新規参入者はいますが、令和7年度についても、空き家バンクを利用した宅地に付随した農地の取得が大半でした。 課題としては、これから新規参入を考えている人の掘り起こしと、地域の農業の状況等を説明し、融資制度などのPR活動にも力を入れていく必要があると考えています。 4ページの中段からは、昨年委員さん方に行っていただいた、最適化活動の実績になります。日頃の最適化活動はもちろんのこと、利用状況調査や農地パトロールなどがあげられています。 全体の評価結果としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評価になりました。

	た。なお、最適化活動に該当する活動日数については、令和６年度（１,１５１日、１人あたり月平均約３日）に比べ、令和７年度（７６３日、１人あたり月平均約２日）は３８８日減少しております。 今年度の最適化活動の目標日数は、一人月１０日となっております。なかなか厳しい数字かとは思いますが、記録簿への記入忘れがないようにすることと、前回お配りした記入例なども参考に、できる限り詳細に記入していただきたいと思います。今後も積極的な活動をよろしくお願いします。 ６ページについては、総会の開催実績、３条・４条・５条の申請に関する実績、違反転用への対応実績となっております。説明は以上です。
議長	只今、「議案第１６号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第１６号」については、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第１６号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第１７号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
安只局長	まず、これまでの経過についてご説明いたします。 農地利用最適化推進委員 大内地区の工藤健司氏より、健康上の理由により３月３１日付けで辞職願いが提出され、今年４月８日開催の令和８年度第１回杵築市農業委員会総会において、「農業委員会等に関する法律」第２３条の規程により、農業委員会の同意を得て辞任されました。 その後、「杵築市農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規程」第３条に基づき、欠員補充の推薦及び募集を行いました。募集の期間は４月２７日から５月２２日の約一か月間とし、市報並びに市のホームページに掲載いたしました。その結果、大内地区区長会から、杵築市大字大内３３番地３（東大内山区）在住の藤原力男氏１名の推薦を受けております。 その後、本日午前９時から農業委員全員を選考委員に指名し、杵築市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、欠員中の大内地区の農地利用最適化推進委員選考の結果、候補者として藤原力男氏を決定しております。 本日お配りしております。議案第１７号「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」を提案いたします。 地区番号３番、地区名、大内、区分、推薦、候補者指名、藤原力男、職業、農業、年齢８０歳、性別、男、推薦をする者、大内地区区長会、清原繁三氏。以上であります。
議長	只今、「議案第１７号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第１７号」について、大内地区の欠員に伴う選考委員会で選考されました藤原力男氏に決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 17 号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」は、藤原力男氏に決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第 4 号」がありますので、事務局より報告願います。
加藤主任	議案書 14 ページをお開き下さい。 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号 1 番の借人、[]区、[]が借り入れている土地、[]の土地、計 3 筆を番号 2 番の貸人、[]区、[]、63 歳に返還し、借り人を変更するための合意解約です。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和 8 年度第 3 回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10 : 05 終了)